

清瀬市特別支援教育推進計画
(第五次実施計画)

令和5年2月
清瀬市教育委員会

はじめに

特別支援教育の理念は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことです。

平成19年4月に、国によって特別支援教育を規定した学校教育法の一部改正が施行されてから、13年が経過しています。

この間、国における障害者の権利保護・支援に関する様々な法整備がなされ、特別支援教育を取り巻く状況は大きく進展しています。

東京都では、令和4年3月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画」が策定され、都の特別支援教育のさらなる推進の方策について明らかにされました。

これらの国や都の動向を踏まえ、清瀬市では、令和4年度で「清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）」の計画期間が終了することから、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とした「清瀬市特別支援教育推進計画（第五次実施計画）」を策定し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

今回の第五次実施計画では、より多くの児童・生徒が、必要な支援を受けられるよう、通常の学級における特別支援教育の充実とともに、小学校特別支援学級3校（六小、十小、清明小）、中学校特別支援学級2校（二中、三中）を開設します。

また、継続事業である清瀬特別支援学校と連携した巡回訪問相談事業や医療機関と連携したフォローアップ事業、大学と連携した教員研修等の充実について進めてまいります。

教育、保健・医療、福祉等の関係者ならびに、保護者・市民の皆様におかれましては、清瀬市の特別支援教育の充実を目指した第五次実施計画について、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たりまして御協力いただきました清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会の委員の皆様をはじめ、御指導、御助言をいただきました全ての皆様に厚く御礼申し上げます。

令和5年2月

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

目 次

■ はじめに

第一部 清瀬市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 第四次実施計画の成果と課題	3
1 教育委員会における取組の充実について	
2 学校における取組の充実について	
3 関係機関における取組の充実について	
4 理解促進に関する取組の推進について	

第二部 第五次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態	9
1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針	
2 清瀬市の義務教育段階における特別支援教育の実態	
第2章 清瀬市における特別支援教育推進に向けた具体的施策	14
1 方針1 支援を必要とする児童・生徒への系統性のある一貫した支援について	
2 方針2 多様な教育的ニーズに応える支援体制の整備について	
3 方針3 特別支援教育についての理解促進に関する取組の推進について	

■ 資料

■ おわりに

第一部

清瀬市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 第四次実施計画の成果と課題

第1章 計画の基本的な考え方

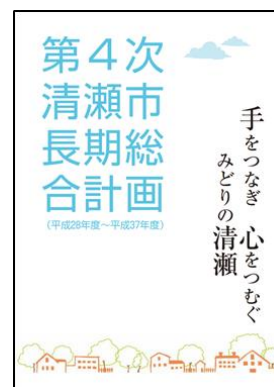
1 計画の目的

この計画は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の具現化を図るために、障害のある子供も障害のない子供も、共に生きる共生社会の実現を目指すために策定された。本計画の中では、①通常の学級に在籍する子供も含め、支援を必要とする全ての子供たちに対して全市立小・中学校で特別支援教育を推進することや、②その教育活動に全ての教員、保護者、児童・生徒が系統的、組織的、継続的に関わることが示されている。

本計画の作成にあたり、国の示すインクルーシブ教育システムの理念に基づく合理的配慮の提供や基礎的環境整備等に対する教育委員会による課題の整理を行った。その上で、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図るための学校や関係機関の取組など、今後の本市における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から、児童・生徒等の自立・社会参加に向けて、清瀬市としてその推進にあたるものである。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「第4次清瀬市長期総合計画」¹を踏まえた計画として位置付けられるものである。
- (2) 本計画は、「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン（令和7年度まで）」²の目標達成のための5つの柱「Ⅲ 学力を保証し健やかな心と体を育てます」を実現するための施策として位置付けられるものである。
- (3) 本計画は、「清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）」（平成31年3月）において、これまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものである。また、この計画の基本的な理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）」を引き継ぐものとする。
- (4) 本計画は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画（令和4年3月 東京都教育委員会）」に基づいて清瀬市における特別支援教育の推進に関する方向性を定めるものである。
- (5) 本計画は、「障害者の権利に関する条約（平成26年1月批准）」³及び「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」⁴に基づいて、清瀬市におけるインクルーシブ教育の推進に関する方向性を定めるものである。



¹ 清瀬市長期総合計画

市の目指すべき将来像を示し、これを実現するための長期的な計画を示したもので、基本構想、実施計画で構成されている。第4次清瀬市長期総合計画基本構想は、平成27年9月清瀬市議会で議決された。令和7年度を目標年度とし、3年ごとに見直しを図っていく実行計画を定め、平成28年度から開始している。

² 清瀬市教育総合計画マスタープラン

清瀬市教育総合計画検討委員会の答申「活き活きと学びあう清瀬」を踏まえ、教育委員会事務局が実施計画を立案し、教育委員会で審議し決定したもの。清瀬市教育委員会が、市政の基本方針である「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立ち、市民とともに考え歩んでいく行動指針。

³ 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。その内容は、合理的配慮の否定を含む、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等が示されている。我が国は平成26年1月20日に締結し、2月19日に本条約は我が国において効力を発生している。

⁴ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、障害者基本法の改正にも関わる制度改革の基本的方向性について示したもの。

（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月報告より）

3 計画の期間

「第五次実施計画」の期間は、令和5年度から令和8年度までとする。

計画区分	計画期間	計画の策定期
第一期 第一次実施計画	平成19年度～平成24年度	平成19年2月
第二次実施計画	平成25年度～平成27年度	平成25年2月
第三次実施計画	平成28年度～平成30年度	平成28年2月
第四次実施計画	平成31年度～令和4年度	平成31年2月
第五次実施計画	令和5年度～令和8年度	令和5年2月
第二期 第一次実施計画（予定）	令和9年度～令和13年度（予定）	令和9年2月（予定）

※ 第二期第一次実施計画は、令和7年度に改訂される予定の次期「清瀬市教育総合計画マスタープラン」を受けて、令和8年度に策定する。令和9年度以降については、次期「清瀬市長期総合計画」並びに次期「清瀬市教育総合計画マスタープラン」等の策定及びその方向性を受けて、清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会を設置して策定する。

※ 「清瀬市特別支援学級再編計画」は、第四次実施計画に基づいたものであり、令和3年度から令和11年度までの計画であるため、次期実施計画まで継続して取り組む計画となっている。

第2章 第四次実施計画の成果と課題（○成果：●課題及びその解決策等）

1 教育委員会における取組の充実について

(1) 特別支援教育体制の整備

① 特別支援学級の指導力向上について

○ 障害種別ごとの教育課程及び施設の区分けを明確にし、知的障害特別支援学級における「教科等を合わせた指導」及び自閉症・情緒障害特別支援学級における「自立活動」の指導について、児童・生徒の実態に応じた指導を適切に行うことができた。

○ 近年、増加傾向にある特別支援学級在籍児童・生徒数に応じて、清瀬市特別支援学級再編計画（令和3年12月）を策定し、次の通り、令和3年度から計画的に特別支援学級を新設・移設することとした。

併せて、言語障害のある児童への支援ニーズが高まる中、本市でも言語障害通級指導教室の設置について、計画的に実施することとした。



【今後の設置校について】 ※ 知：知的障害特別支援学級 情：自閉症・情緒障害特別支援学級 言：言語障害通級指導学級

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	以降
清瀬小学校	知・情	知・情	知・情	知	知		新校準備期間（ブレハブなど）			新校へ
芝山小学校										
清瀬第三小学校	〔体験・訪問〕	情（移行期間）	情（移行期間）	情	情	情	情	情	情	
清瀬第四小学校										
清瀬第六小学校				〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	
			言語	言語	言語	言語	言語	言語	言語	
清瀬第七小学校	知・情	知・情	知・情	知	知	知	知	知	知	
清瀬第八小学校	〔体験・訪問〕	情（移行期間）	情（移行期間）	情	情	情	情	情	情	新校へ
清瀬第十小学校			〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知	
清明小学校			〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知	
清瀬中学校	知・情	知・情	知・情	知・情	情	情	情	情	情	
清瀬第二中学校		〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知	知	
清瀬第三中学校		〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知	知	
清瀬第四中学校										
清瀬第五中学校										

※清瀬第五中学校は、中学校特別支援教室拠点校

*体験・訪問期は、新設前に学校の雰囲気を経験する等の訪問を行う。

- 特別支援学級再編計画により、特別支援学級設置校においては、一校一障害種を基本として、通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整える準備を行った。

今後は、再編計画を実行し、一校あたりの特別支援学級数を減らして、指導スペースにゆとりをもたせる。また、特別支援学級設置校において一校一障害種として、通常の学級との「交流及び共同学習」のねらい⁵を達成できる環境を整え、より一人一人に応じた指導を実現させることが必要である。

特に、自閉症・情緒障害特別支援学級において、通常の学級との交流及び共同学習について計画的に実施する。

- 特別支援学級再編計画について、今後、説明会等を随時行うことにより、一層周知を図り、児童・生徒及び保護者、学校、関係機関の理解促進を図る。

② 特別支援教室⁶及び支援ルームの整備・充実と支援体制の強化

- 小学校特別支援教室は市立小学校全校において全校拠点型方式で、中学校特別支援教室は市立中学校全校において巡回型方式で展開し、児童・生徒の教育的ニーズに応じた自立活動の指導を行うことができた。
- 小学校に設置している補習指導を重点においた支援ルームでは、児童の教育的ニーズに応じて、学習上のつまづきに対する学年をまたいだ弾力的な指導を行うことができた。
- 小学校特別支援教室と支援ルームにおける支援・指導内容を明確に区分けして、各学校で双方の役割を果たすことができた。

- 特別支援教室担当教員や巡回指導教員は、制度が新しく、若手教員が多く、中堅教員が少ない傾向があり、特別支援教育を経験している教員が少ない傾向がある。

こうした状況の中、特別支援教室における指導及び通常の学級での指導の接続の充実を図るために、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した特別支援教育に係る巡回訪問相談会（各校年2回）を実施した。このことにより、特別支援学校教員の専門性の高い指導技術を学び、特別支援教室担当教員の指導力の向上を図ることができた。今後も継続して、特別支援教室担当教員の指導力の向上及び担当教員間のOJT、特別支援教室と通常の学級における指導・支援の連続性についての通常の学級の担当教員の理解促進などを図る体制の充実を推進していく。

- 特別支援教室担当教員間のOJTを推進するためにも、担当教員の配置人数は一定数が望まれる。しかし、全校拠点型方式を採用している小学校では、各校の担当教員の配置人数が、当該年度の特別支援教室在籍児童数によって決まることから、年度ごとに配置人数の増減があり、担当教員間のOJTがなかなか進まないという課題がある。今後は、特別支援教室担当教員の指導力の向上に向けて、更に研修を充実させる他、中学校における巡回型方式を参考としながら、指導力に長けた担当教員を巡回させるなど、実態に合った小学校特別支援教室の運営体制の在り方を検討していく。

5 「交流及び共同学習」のねらい

交流及び共同学習は、特別支援学級に通う児童・生徒にとっても、通常の学級の児童・生徒や地域に暮らす様々な人々と理解し合うための絶好の機会であり、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。また、学校卒業後においても、特別支援学級に通う障害のある児童・生徒にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるともに、通常の学級の児童・生徒にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる。交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。交流及び共同学習は、この二つのねらいを重視しながら進めていく必要がある。この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。（「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引」（東京都教育委員会 令和3年3月）より）

6 特別支援教室

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。特別支援教室は、学校教育法施行規則第140条に基づく、特別的教育課程（通級による指導）の一形態として位置付けられている。東京都では、教員が巡回することで、通常の学級に在籍する発達障害等（自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等）のある児童・生徒に対して、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導（「自立活動」）を在籍校で受けられるようにしている。本市では平成30年度より全ての小学校に設置され、平成31年度からは全ての中学校に特別支援教室が設置される。清瀬市型小学校特別支援教室は、東京都が計画した特別支援教室（拠点校に正規の教員を配置し、教員が各学校の特別支援教室を巡回する形〔拠点・巡回方式〕）を進展させ、清瀬市立小学校9校全ての特別支援教室に、正規の教員を配置する形〔全校拠点方式〕で運営している。通称名は「きらり」。中学校特別支援教室は、東京都が計画した〔拠点・巡回方式〕で運営している。通称名は「サポートルーム」。

※ 本市では、特別支援教室とは別に、平成24年度から、小学校の実態に応じて、主に学習上の困難さの解消を目的とする通級指導教室を設置している。各校、「〇〇ルーム」等の名称を付けて、専任の職員を配置している。

③ 一貫した支援体制の強化

- 就学相談員が、就学前施設（保育所・幼稚園等）を訪問し、相談対応及び助言等を行い、就学前施設における就学支援シート⁷の作成を促すことができた。今後もその理解促進について継続していく。
- 就学前施設（保育所・幼稚園等）・小学校合同の研修会を毎年開催し、就学前施設と小学校との間の円滑な就学に向けた指導の在り方を学ぶとともに、就学前施設の指導者・保育者と保護者、そして小学校をつなぐ就学支援シートの活用について情報共有が図られた。
- 全ての市立学校で特別な支援を必要とする児童・生徒の個別指導計画⁸を作成する取組が推進された。
- 東京都教育委員会が示す「個別的教育支援計画（学校生活支援シート）」⁹や「個別指導計画」については、特別支援教育コーディネーター¹⁰連絡協議会等において、作成するねらいや活用方法の周知を図るとともに、保護者との連携を一層深める資料として、小学校から就労までをつなぐ効果的な活用方法について協議を進めてきた。
今後は、個別的教育支援計画（学校生活支援シート）及び個別指導計画を基にした円滑な引き継ぎを行い、児童・生徒の自立に向けた一貫した支援に活用する。
- 個別指導計画の質的向上のため、指導主事や就学相談員等による個別指導計画等の作成についての指導・助言を行う。
- 就学支援シートの作成が進んできている。今後は、小学校における就学支援シートの活用を促進し、小学校入学後の指導について、就学前施設との円滑な接続をさらに進めていく。
- 平成28年度より「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」を就学前施設（保育所・幼稚園等）や小学校に配布し、小学校では教育課程への位置付けを行ってきた。今後は、「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」を幼稚園教育要領等の改訂や「幼保小の架け橋プログラム事業」に係る取組に合わせて見直しを行い、保・幼・小のより円滑な接続を図る。

④ 相談体制の整備及び機能強化

- 教育相談室でのオンライン相談の受付を開始し、来室に伴う相談者の負担等の軽減を図ることができた。
- 就学相談・転学相談・特別支援教室等入室判定における個別の支援が必要なケースについて、医師と連携した継続的な経過観察とフォローアップ相談の体制を強化することができた。
- 児童・生徒、保護者等に本市の特別支援教育に関する理解を促進する啓発資料を作成し、ウェブサイトで公開した。今後も、保護者会等で資料を活用して周知する機会を増やすなど一層の理解促進を図る。
- 就学相談の件数が増加傾向にある。また、小学校特別支援教室の設置から数年が経過したことで、入室希望のピークが過ぎた。このことから、就学支援委員会については、医師や校長等が担当する相談者の人数を増やし、全体として面接時間を短縮し実施方法の改善を図った。特別支援教室入室判定会については、希望者数に応じて回数を減らすなど、現状に合わせて改善を図った。
- スクールソーシャルワーカー¹¹の配置が2名体制となっている。現状では、ケース検討会議に挙がる支援要請は増加傾向にあり、今後は、オンラインを活用した支援を検討の視野に入れる等、工夫していく。

⁷ 就学支援シート

就学が決定した後、幼稚園、保育所、療養機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぎ、特別な支援が必要な子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくため作成するもの。

⁸ 個別指導計画

児童・生徒の障害の状態に応じた最もふさわしい教育を保障するために、就学前の療育機関の職員や区市町村教育委員会の担当者、小・中学校の担当教員、特別支援学校教員等の連携に基づいて作成する計画のこと。清瀬市では、本計画作成支援のため、特別支援教育巡回心理士や清瀬特別支援学校特別支援教育コーディネーターが、市立小・中学校を巡回訪問し助言している。

⁹ 個別的教育支援計画（学校生活支援シート）

教育、保険、医療、福祉、労働等の関係機関との連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を目的として、障害（発達障害を含む）のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて作成される計画のこと。

¹⁰ 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内及び関係機関との連携・調整を行なう教職員のこと。清瀬市では、全ての市立小・中学校に設置されている。

¹¹ スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など子供が抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る。学校と家庭、地域の橋渡しをし、行政や病院など外部機関へのつなぎ役を果たすこともある。国家資格ではないが、社会福祉士や教員免許の資格を持つ人がなる場合が多い。

- 教育支援係を設置（正規の事務職員 1 名、会計年度職員 1 名）し、「特別支援学級等の学務管理（就学に関する事務も含む）」、「学校、児童・生徒、保護者等の相談・支援」、「施設管理等を含めた事務」、特別支援教育に関する指導・助言」等の総合窓口として支援体制の強化を図ることができた。今後は、更に増加する傾向にある特別支援教育のニーズに対応するため、組織体制を確立（兼務ではない係長職の配置）し、清瀬市特別支援学級再編計画を確実に実行していく。

2 学校における取組の充実に向けて

(1) 一人一人に応じた支援体制の充実

① 通常の学級における特別支援教育の推進体制について

- 若手教員育成研修等において、特別支援教育をテーマとした講座を実施し、特別支援教育に対する教員の理解を深めた。
- 職層や経験年数に応じた特別支援教育に関する研修を実施し、教員の専門性の向上、保護者等への理解促進、特別支援学級等の学務管理、施設管理等を含めた事務等、多岐にわたる研修が必要である。
特に今後は、全管理職を対象とした特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教室の経営や特別支援教室と通常の学級との指導の接続、特別支援教室の入退室の基準、個別の教育課程における指導目標の考え方等について、更に理解を深めていく研修を計画していく。

② 校内委員会の充実

- 特別支援教育コーディネーターの経験や能力に応じた研修を実施した。
- 校内委員会の役割を明確化することで、「特別支援教育に関わること」、「外国人児童生徒等教育に関わること」、「不登校支援に関わること」の三点を大きな柱として、学習上又は生活上で困っている特別な支援・配慮を必要とする児童・生徒への対応について協議をすることができた。
- 全ての公立小・中学校で特別支援教育コーディネーターを複数配置し、校内委員会の円滑な実施など、校内における特別支援教育の充実を図った。
- 特別支援教育コーディネーターの役割及び校内における支援体制について、保護者に向けた積極的な理解促進を図る。
- 特別支援教育コーディネーターの育成については、市が実施する研修の内容を充実させるとともに、校内における O J T による資質・向上を図る。

③ スクールカウンセラーとの連携の充実について

- 年 2 回の教育相談センターの学校訪問を実施し、管理職と教育相談室の相談員が情報交換を行った。これにより、学校配置のスクールカウンセラーとの連携を深めることができた。また、学校の緊急事態時における相談体制の充実を図り、適切に支援を行った。
- 学校において、学級環境適応感尺度「アセス」を実施し、学校生活における児童・生徒の個々の意欲や集団への適応感、学級集団の状態等を質問紙によって測定した。その後、測定結果を基にした、スクールカウンセラーを講師とした教育的ニーズに応じた支援についての教員対象研修を実施し、児童・生徒への支援の充実を図った。今後は、この取組を全校に広げていく。

④ インクルーシブ教育システム構築のための理解促進について

- 令和 4・5 年度に特別支援教育の推進を目的とした研究指定校（六小）を設置することとなった。
- 特別支援教育の理解促進を図るため、教育委員会ホームページに特設ウェブサイトを作成し、リーフレットを掲載した。今後は、各学校等を通して一層周知を図っていく。

3 関係機関における取組の充実について

(1) 都立特別支援学校との連携

- 都立清瀬特別支援学校との共催による三市合同研修会を研修体系に位置付け、計画的に開催した。
- 都立特別支援学校のセンター的機能を活用した特別支援教育に係る巡回訪問相談会（各校年 2 回）を実施することができた。特別支援学校教員の専門性の高い指導技術を学び、特別支援教室担当教員の指導力の向上を図ることができた。

(2)「清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ」との連携

- 就学前の様子の把握や特別支援学級・教室への入退室に関わる児童・生徒の学習上又は生活上の困難さの把握に関して、必要に応じて学校との情報共有を図ることができた。

(3) 副籍制度¹²の充実

- 小・中学校から、副籍児童・生徒に対するより積極的なアプローチを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中、オンラインを活用した無理のない交流活動を継続することができた。(特別支援学校と市立中学校との作品交流の実施等)
- 都立特別支援学校との連携を深め、間接的交流¹³において、お便りシートを添付するなどの工夫が図られた。しかし、直接交流は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大のため、計画通りに行えなかったため、工夫しながら行える形を検討していく。

(4) 専門家チームによる学校支援

- 主に特別支援教室担当教員を対象に、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した特別支援教育に係る相談会(各校年2回)を実施し、各校への指導・助言の機能を強化した。特別支援学校教員の専門性の高い指導技術を学び、指導力の向上を図るとともに、特別支援教室と通常の学級における指導・支援の連続性についての理解促進を図り、通常の学級の担当教員との連携を深める学校体制の充実を推進した。
- 教育相談室心理士が学校を訪問(各校年2回)し、各校の「学校生活支援シート」や「個別指導計画」等の作成・活用について、より具体的な指導・助言を行える体制を構築するため、教育相談室業務の整理、改善・充実に向け検討していく。

4 理解促進に関する取組の推進について

- 小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級新設・移設に係る説明会に多くの保護者の参加があるなど、市の特別支援教育に関する施策が保護者、市民等に着実に理解されつつある。
- 特別支援教育の理念や本市における特別支援教育の進め方について、市報を活用するなどして、保護者・市民への理解促進を更に図る。
今後続く、小・中学校の知的障害特別支援学級新設・移設に関わる説明会や、小学校言語通級指導教室開設に係る説明会においても丁寧に理解促進を図っていく。
- 保護者対象の研修会や教育委員会ホームページ、学校だより等による広報活動を一層充実させ、特別支援教育についての理解促進を図る。



¹² 副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。(「副籍ガイドブック」(東京都教育委員会 平成26年)より)

¹³ 「間接的交流」と「直接的交流」(「副籍ガイドブック」(東京都教育委員会 平成26年)より)

「間接的交流」:(例)「学年だよりを交換する。」「地域行事の案内を送付する。」「作品や手紙、ビデオレター等を交換する。」など

「直接的交流」:(例)「学校行事や教科等の学習に実際に参加する。」「PTA行事等実際に参加する。」など

第二部

第五次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態

第2章 清瀬市における特別支援教育推進に向けた具体的施策

第1章 清瀬市の方針と実態

1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針

特別支援教育とは、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を最大限発揮させ、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

これまで清瀬市では、障害のある子供たち一人一人が、生涯に渡って、地域の一員として、社会的に自立した生活を送るために必要な「生きる力」を培うことを目指して、幼児・児童・生徒が生活する環境の整備や教育内容、指導方法の充実を図るよう、その能力及び可能性等を伸長させる特別支援教育を実践してきた。

今後も清瀬市では、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、子供たち一人一人の教育的ニーズに対応することのできる特別支援教育を一層推進する必要があると考え、以下のことを清瀬市における特別支援教育を推進するための理念及び方針として掲げ、「清瀬市特別支援教育推進計画（第五次実施計画）」を立案し実施する。

なお、この計画は、「清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）」（平成31年3月）等により、これまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものである。また、この計画の基本的な理念や方針は、これまでの「清瀬市特別支援教育推進計画」を引き継ぐものとする。

(1) 清瀬市における特別支援教育の理念

特別な支援を必要とする全ての子供たちが、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うため、特別支援教育を取り巻く様々な情勢を踏まえて、個別の教育的ニーズを把握し、必要な教育的指導、支援を系統的、組織的、継続的に行い、特別支援教育の改善・充実を図っていく。

また、清瀬市における特別支援教育は、障害の有無に関わらず、個々の違いを認め、全ての子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成に資するため、個別の教育的ニーズに応え、子供たちの能力や可能性を伸ばす多様で柔軟な特別支援教育を展開する。

(2) 清瀬市における特別支援教育の方針（第五次実施計画の重点）

- ① 清瀬市では、支援を必要とする子供たちに対して、系統性のある一貫した支援を行います。
- ② 清瀬市では、多様な教育的ニーズに応える支援体制を整え、子供たちの能力や可能性を伸ばします。
- ③ 清瀬市では、特別支援教育についての理解促進に関する取組を推進し、共生社会の実現を目指します。

① 支援を必要とする子供たちへの系統性のある一貫した支援について

障害の有無に関わらず、個別の教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な教育を展開する。特に、学校段階及び特別支援学級・通級による指導等における円滑な指導の接続を図る。

② 多様な教育的ニーズに応える支援体制及び環境の整備について

子供たちの多様な個別の教育的ニーズに対応するため、学校等及び家庭、関係諸機関が連携・協働し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育体制を整備する。特に、特別支援学級再編計画を推進するとともに、教員等の専門性の向上を図る。

③ 特別支援教育についての理解促進に関する取組の推進について

新たな障害者施策の考え方を踏まえ、学校だけでなく広く市民に理解を図り、障害の有無に関わらず、誰もが積極的に社会に参加・貢献していく共生社会の実現に向けた意識の醸成を図る。

2 清瀬市の義務教育段階における特別支援教育の実態

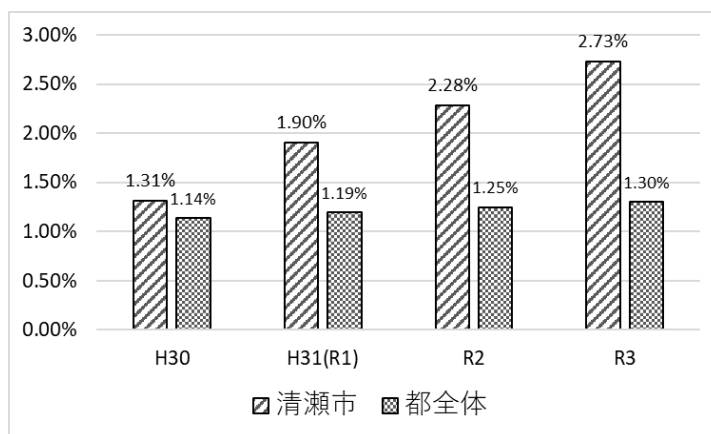
(1) 特別支援学級等の設置状況

[いずれも令和4年5月1日現在の学校数・学級数]

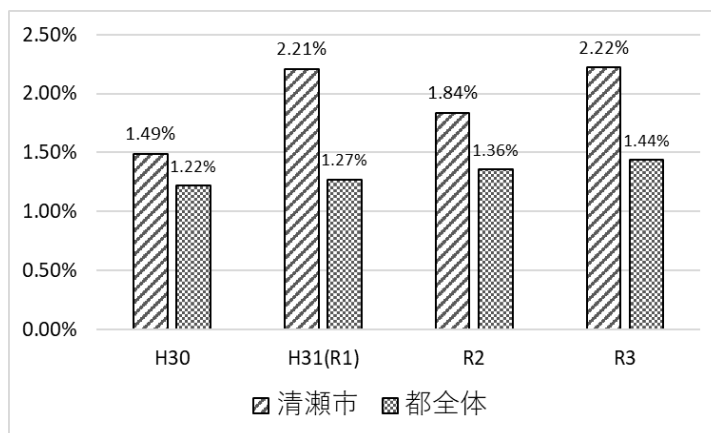
			平成30年度		平成31年度 (令和元年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
小学校	固定	知的障害	2	清3 七4	2	清4 七4	2	清5 七5	2	清5 七6	2	清5 七6
		自閉症・ 情緒障害	2	清1 七1	2	清2 七1	2	清2 七1	2	清2 七1	4	清2 七1 三1 八2
	特別支援教室		9		9		9		9		9	
中学校	固定	知的障害	1	清4	1	清4	1	清3	1	清4	1	清5
		自閉症・ 情緒障害	1	清3	1	清2	1	清2	1	清2	1	清2
	特別支援教室				5		5		5		5	

(2) 全児童・生徒数に占める特別支援学級（知・情）在籍児童・生徒の割合

① 小学校



② 中学校

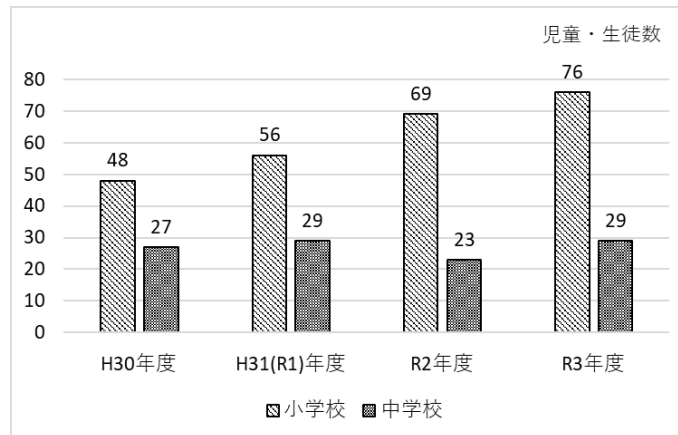


都全体との比較では、本市の全児童・生徒に占める特別支援学級在籍児童・生徒の割合の推移は、同様の傾向にあるものの、その割合は小・中学校ともに都全体より高い状況にある。

※各表は東京都のデータを基に作成

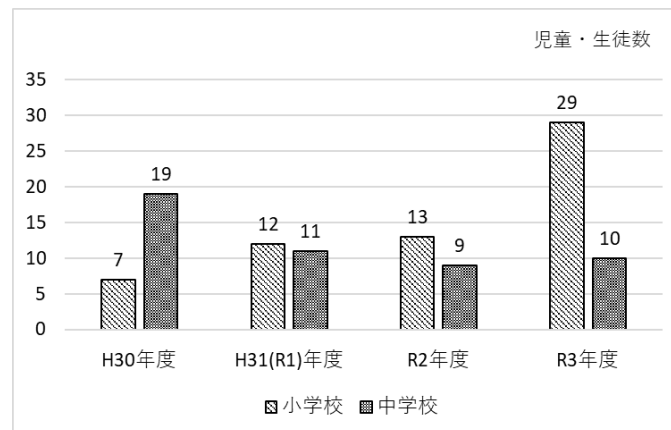
(3) 特別支援学級等在籍児童・生徒数の推移

① 知的障害固定学級



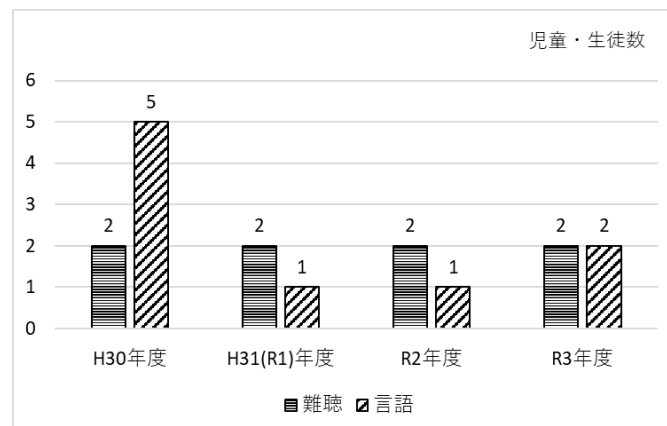
知的障害固定学級は小学校2校、中学校1校に設置している。在籍児童・生徒数は、小学校では増加傾向にあり、中学校では横ばい傾向にある。今後、小学校、中学校ともに設置校数を増やす予定である。

② 自閉症・情緒障害固定学級



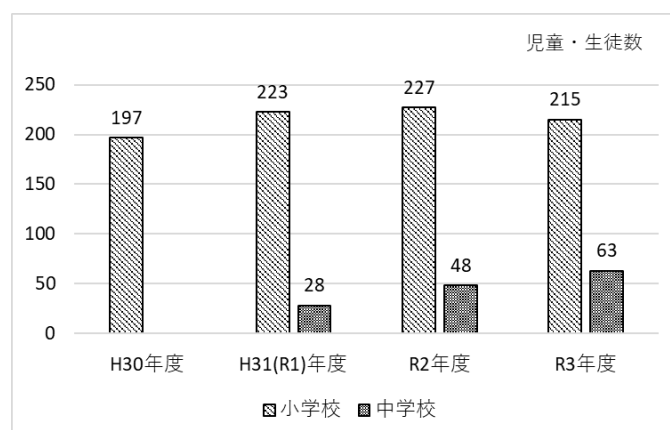
自閉症・情緒障害固定学級は令和3年度まで小学校2校、中学校1校に設置している。在籍児童・生徒数は、小学校では増加傾向にあり、中学校では特別支援教室が設置された平成31年度に減少したが、それ以降は横ばい傾向にある。

③ 言語障害・難聴通級指導学級



言語障害・難聴通級指導学級は、東久留米市立小学校に設置されている通級指導学級に通級している利用者数を示した。令和5年度より、清瀬第六小学校に言語障害通級指導学級を設置する予定である。

④ 特別支援教室



本市では、平成30年度から小学校に全校拠点型方式で導入した。また、平成31年度から中学校に拠点・巡回方式で導入した。通室している児童・生徒数は、小学校では横ばい傾向にあり、中学校では増加傾向にある。

※ 清瀬第八小学校通級指導学級「くぬぎ学級」は平成29年3月末に閉級

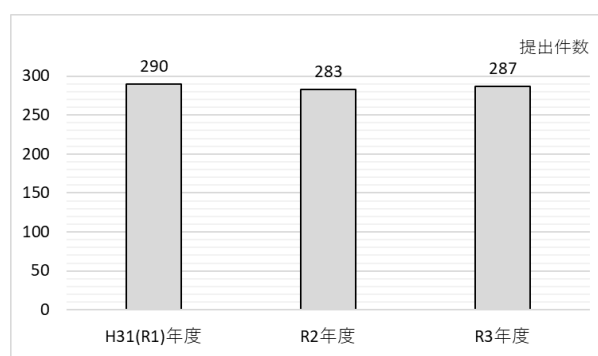
※ 小学校特別支援教室「きらり」は平成30年度から、中学校特別支援教室「サポートルーム」は平成31年度から開室

※ 特別支援教室が対象とする障害の種類・程度及び標準指導時間

障害の種類	障害の程度	標準指導時間
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間35～280 単位時間 (週1～8単位 時間程度)
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間10～280 単位時間 (月1～週8単位 時間程度)
注意欠陥 多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の程度に支障を来すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	

・ 障害の種類及び障害の程度は、平成18年3月31日付17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」による。

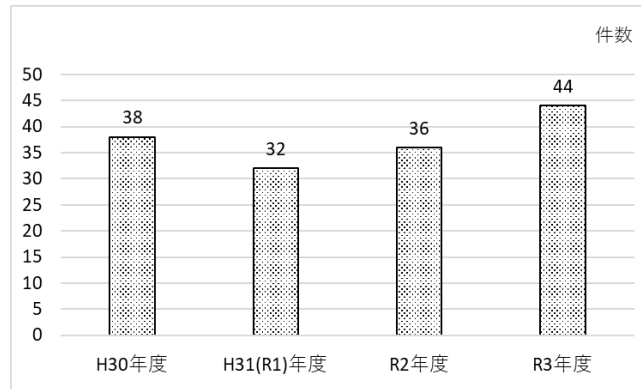
(4) 就学支援シートの利用促進（市立小学校に入学した新1年生の就学支援シートの利用状況）



	H31(R1)年度	R2年度	R3年度
提出率	47.2%	52.4%	48.7%

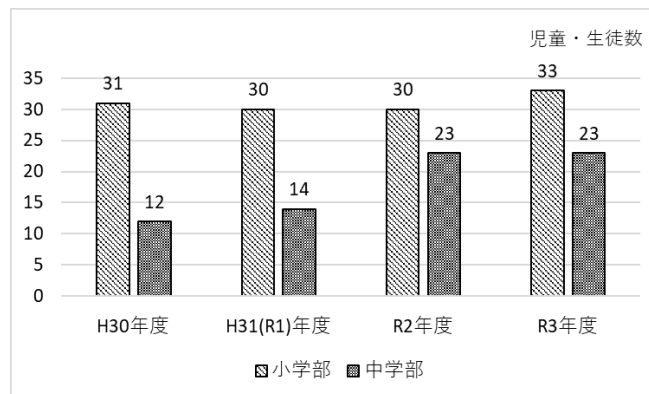
就学支援シートの提出率は例年約50%前後の横ばい傾向にあり、保護者や就学前施設における認知度は高止まりを見せている。今後も引き続き、「清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ」や子ども家庭支援センター、教育相談室等と連携することで、一層の利用促進を図る。また、学校に引き継がれた後、学校の校内委員会において、入学後の指導に役立てられるよう、各校の特別支援教育コーディネーターへの理解促進を図っていく。

(5) 就学相談体制の充実（就学相談件数の推移）



就学相談件数は、平成 31（令和元）年度以降、増加傾向にある。今後の増加状況に応じて、人員の増加など、就学相談体制の検討を行う。

(6) 副籍制度の推進（特別支援学校からの副籍交流希望児童・生徒数の推移）



特別支援学校からの副籍交流希望児童・生徒数は、小学校では横ばい傾向にあり、中学校では増加傾向にある。今後も、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いに理解し、思いやりの気持ちをもって尊重し合える共生社会の実現に向けて、副籍制度を推進していく。

(7) 本市における特別支援教育の支援体制及び多様な教育的ニーズに応える多層的な支援

〔 特別支援教育の支援体制 〕



〔 多層的な支援の例 〕

- ・ 通常の学級内での全ての子供を対象としたユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動
- ・ 通常の学級内での個別のニーズに応じた補足的な指導
- ・ 特別支援教室、通級指導教室、特別支援学級等での補足的、集中的、柔軟な形態による特化した指導
- ・ 不登校等の子供を対象とした支援も含む関係機関における個別のニーズに応じた特別な支援

第2章 清瀬市における特別支援教育推進に向けた具体的施策

方針1 支援を必要とする児童・生徒への系統性のある一貫した支援について

(1) 特別支援教育の推進に係る課題と具体的施策

教育現場において、特別支援教育は、特別な支援を必要とする障害のある子供たちへの教育であるという考えが根強く残っている。全ての子供たちにとって、参加しやすい環境をつくり、全ての子供たちにとって分かりやすい保育・指導を行うというユニバーサルデザインの視点を取り入れた保育・指導の工夫・改善が重要であり、学校段階及び特別支援学級・通級による指導等における円滑な指導の接続を図る必要がある。

【施策】

- 校長は、校内に特別支援教育コーディネーター¹⁴を指名し、学校便りや保護者会等の機会を通じて、保護者に対して特別支援教育コーディネーターの役割や自校での取組状況を周知する。また、スクールカウンセラー等と連携して相談の機会を確実に確保する。また、複数指名し、業務の平準化を図るとともに、業務の質の改善・充実を図る。
- 合理的配慮の提供が法的義務となっていることを鑑み、学級経営補助員事業や学習サポーター事業等の在り方について検討する。

(2) 就学前施設・小学校・中学校及び家庭、関係諸機関の連携・協働に係る課題と具体的施策

子供たちの個別の教育的ニーズに対応するため、「就学支援シート」¹⁵や「個別的教育支援計画（学校生活支援シート）」、「個別指導計画」等の活用を図り、学校及び家庭、関係諸機関が連携・協働し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育体制を整備する必要がある。

【施策】

- 学校等及び家庭、関係諸機関が連携・協働し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育を推進するため、「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」や「保・幼・小合同研修会」等を通じて、「就学支援シート」や「個別的教育支援計画（学校生活支援シート）」、「個別指導計画」等の活用に関する研修を充実させるとともに、理解促進を図り、作成・提出率の向上を目指す。
- 教育委員会と「保育園長会」、「幼稚園長会」等において、保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録との整合性について協議し、就学支援シート内容及び活用の在り方について改めて検証していく。
- 就学支援シートによる情報提供を受ける小学校側では、本シートの情報及び「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」や「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」¹⁶等を十分に活用し、幼児が小学校生活に円滑に移行できるよう教育課程を編成し、学校における支援体制を整備する。
- 通常の学級に特別な支援が必要な児童・生徒がいる場合は、本人又は保護者の希望やニーズに応じて、校内委員会の判断の下、個別的教育支援計画（学校生活支援シート）及び個別指導計画の作成、活用、評価を確実に行う。
- 個別的教育支援計画等を十分に活用して、生活全般にわたる支援を明確にし、医療や福祉、心理等の専門機関との連携・協働による支援を継続させる。

¹⁴ 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育コーディネーターが担当する主な業務は以下のとおりである。①特別支援教育の充実に向けた理解促進、②特に配慮を要する児童・生徒への支援、③特別支援教室教員と在籍学級担任との円滑な調整、④校内委員会への参加、⑤特別支援教室の入退室に関する資料作成の進行管理業務、⑥心理士等の巡回の日程や当日の業務内容の調整に関する業務、⑦その他、校長が特に必要と認める業務

¹⁵ 就学支援シート：個別的教育支援計画（学校生活支援シート）及び個別指導計画への引き継ぎが円滑に行なわれるよう、特別な支援が必要となる児童については、各学校に対して教育委員会事務局による作成支援を行う。必要に応じて就学相談員、特別支援教育巡回心理士、指導主事等が各園において、保護者向けの説明会や保・幼・小合同研修会を開催する。

¹⁶ 「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」（平成27年3月清瀬市教育委員会）は、幼児期の10月から小学校第1学年5月までを接続期とし、子供の成長と学びの連続性の基盤をまとめたものである。「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月文部科学省）は、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」とし、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期とした。本プログラムは、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものである。

(3) 特別支援教室における指導の充実に係る課題と具体的施策

清瀬市立小・中学校全校に特別支援教室を設置してから3年が経過し、導入期を終えた現在、今後の充実・発展に向けて、更なる指導の工夫・改善が必要である。特に、特別支援教室における指導と在籍する通常の学級における指導の接続を図るため、特別支援教室担当教員だけでなく、通常の学級の担任の指導の専門性を高めることが重要である。

【施策】

- 障害の有無に関わらず、個別の教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据えた多様で柔軟なユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育を展開するため、特別支援学級・教室担当教員だけでなく、通常の学級の教員も含めた専門研修を実施する。
- 特別支援教室入・退室判定の基準についての理解を一層深め、障害の重度・重複化・多様化に対応した、個に応じた指導を充実させるため、校内委員会の機能強化を図るとともに、校内委員会と入退室等判定会との情報共有を円滑に行うための相談体制の整備を行う。
- 特別支援教育コーディネーターを校内委員会主任として位置付け、校内委員会の定期的な開催とともに臨時開催も可能とし、特別な支援を必要とする児童・生徒の共通理解を進める。また、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや、東京都から配置される特別支援教室巡回心理士等の専門家を派遣することで、具体的な指導や対応の改善を図る。
- 特別支援教室教員による連絡会である「3校グループ」¹⁷の機能を十分に活用して、蓄積された指導事例の情報の共有や研修等を行い、相互に連携して各校における特別支援教室の指導の充実に図る。

方針2 多様な教育的ニーズに応える支援体制の整備について

(1) 特別支援学級における指導の充実に係る課題と具体的施策

本市では、これまで、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が同一校内で併設されてきた。これは、昭和40年代に知的障害特別支援学級が設置され、その後、自閉症・情緒障害特別支援学級が併設された経緯があったためである。その後、40年以上の経過とともに、特別支援教育に関する実践的な研究が進み、障害種ごとの指導方法が開発され、多くの自治体で知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の分離が進められることとなった。近年、本市においても、知的障害に対する指導と自閉症・情緒障害に対する指導とが混在するなどの課題が明らかになってきたため、障害種ごとに設置校を分離し、一人一人の障害の程度に応じた、より焦点化された指導を目指すこととし、「清瀬市特別支援学級再編計画」（令和2年12月）を策定した。

今後は、「清瀬市特別支援学級再編計画」に基づき、増加傾向であった特別支援学級設置校一校あたりの特別支援学級数を減らし、指導スペースにゆとりをもたせるとともに、インクルーシブ教育を推進する観点から通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整えていく。

【施策】

- 「清瀬市特別支援学級再編計画」に基づき、特別支援学級の新設・移設を計画的に実施する。
また、言語障害通級指導教室の新設を計画的に実施するとともに、聴覚障害のある児童についても早期発見・早期教育に努め、関係機関と連携して支援を行う。
- 「清瀬市特別支援学級再編計画」に基づき、障害の特性に応じた適正な教育課程の編成や施設設備の工夫を図り、障害特性及び発達段階に応じた指導を更に推進していく。また、学校の指導の専門性や教員等の資質・専門性の向上を図るための研修を充実させる。特に、令和3年度に本格導入された

¹⁷ 「3校グループ」 小学校9校を近隣の3校ごとにグループとして編成している。①清瀬第八小学校・清瀬第十小学校・清明小学校、②清瀬小学校・芝山小学校・清瀬第四小学校、③清瀬第三小学校・清瀬第六小学校・清瀬第七小学校。教員間のOJTや小集団指導などで複数の教員が必要な場合などの時には、連携して指導に当たるなど、連携した指導体制を整備する。拠点校は、年度開始時にグループ内で入室数が最も多い学校としている。各グループに1名のグループ主任を配置し、連絡会の設定、進行役を務める。

一人1台端末を活用した指導方法の工夫について研究していくとともに、通常の学級との「交流及び共同学習」の効果的な実施方法等について研究していく。

(2) 教職員の専門性及び資質の向上に係る課題と具体的施策

① 学校管理職の専門性の向上

本市では、特別支援学級設置校長会を特別支援教育推進に係る中心的組織として位置付け、障害種別に応じた教育課程、指導方法等についての検証を行い、特別支援教室及び特別支援学級の指導の充実に資する協議を行っている。今後、特別支援学級が増設される中、特別支援学級設置校だけでなく、全市立小・中学校の学校管理職の専門性を向上させることが求められる。

〔施策〕

- 障害種別に応じた教育課程、指導内容、指導方法等についての検証を行い、特別支援学級及び特別支援教室の指導の充実に資する協議を行う。
- 学校及び関係諸機関が連携・協働し、学校段階を越えた系統性のある一貫した特別支援教育体制を整備するため、学校管理職を対象とした専門研修を実施する。

② 教職員の専門性及び資質の向上

本市では、若手教員育成研修や中堅教諭等資質向上研修等の必修研修及び職層研修において、特別支援教育に関する内容を必ず位置付け、教員の職層や経験年数等に応じて、継続的に特別支援教育に関する制度や障害特性の理解、指導方法の充実に資する研修を行っている。

現在、本市の多くの学校でユニバーサルデザインの視点に基づく教室環境の整備や指導方法の工夫・改善が図られ、確実に教職員の意識が高まっている。

〔施策〕

- 現在の取組を一層充実させるため、東京都教育委員会や都立特別支援学校が主催する研修会等に関する情報を積極的に提供し、教職員が参加できるようにする。
- 大学等と連携した専門研修を位置付け、より実践的で職層や経験年数等に対応できるような内容とし、児童・生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するための実践力を高める。
- 教員の専門性及び資質の向上とともに、校内体制の強化を図るため、特別支援教育コーディネーターの専門性及び資質の向上を図る。
- 複数の特別支援教育コーディネーターがいる利点を活用し、教員の異動等により子供たちへの支援が途切れず、円滑な引継ぎが行われるよう校内体制の工夫・改善、OJTによる人材育成を行う。

(3) 相談体制の整備・強化及び関係機関の連携強化¹⁸に係る課題と具体的施策

本市では、年々増加傾向にある特別支援教育に対するニーズに対応できるよう、令和3年度より「教育支援係」を設置し、特別支援教育や不登校支援の拠点としている。主に教育相談室、フレンドルーム（旧適応指導教室）、スクールソーシャルワーカー、就学・転学相談に関する業務を所管するとともに、「特別支援学級」、「特別支援教室」、「支援ルーム」への指導・助言、就学・転学・通室に係る相談及び学務、施設・設備の管理等に関する業務などを所管している。

〔施策〕

- 就学・転学・通室に係る児童・生徒及び保護者等との事前の相談期間を十分に確保するとともに、確実な実態把握を行うための就学相談員、特別支援教育巡回心理士等による事前の観察を十分に行え

¹⁸ 相談体制の整備・強化及び関係機関の連携強化：令和5年度より教育相談室及びフレンドルーム（旧適応指導教室：不登校等の児童・生徒への支援を行う。）を「しあわせ未来センター」（旧清瀬市健康センター）内へ移設することに向け、準備を進めている。新規の教育相談や就学相談の件数増に備えた教育相談室の体制強化（業務委託等を含む）や、教育相談室・フレンドルーム・スクールソーシャルワーカー・就学相談と、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携強化を推進していく。

るよう、就学・転学等に係る相談体制の改善・充実を図る。

- 就学先決定後においても、引き続きの支援及び相談機能の拡充を図るために、就学先の校長及び学級担任等と連携したフォローアップ（就学後年1回の観察、保護者等との面談）や合理的配慮等の相談・支援体制の充実を図る。
- 校内委員会の機能を強化し、就学相談及び特別支援教室入退室判定会との連携を一層緊密にする。また、校内委員会を開催する際、特別支援学級入級及び特別支援教室入室を見据えた協議を充実させるため、特別支援教室巡回心理士や特別支援教室の運営に係る業務を行う特別支援教室専門員を置き、必要に応じて就学相談員、指導主事等の専門家を計画的に参画させるなど、支援体制の強化を図る。
- 就学時健康診断の際、就学相談員、特別支援教室巡回心理士等が積極的に参画し、特別な支援を要する幼児の実態把握に努めるとともに、当該校の校長と連携し、円滑な就学に向けた相談へのつなぎ機能を充実させる。
- スクールカウンセラー¹⁹の役割を明確にし、スクールカウンセラーと管理職及び教員との連携の充実を図る。
- 不登校²⁰等の児童・生徒について、心理・発達面からの支援が必要な場合は、教育相談室やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、医療等の関係機関と連携して、個別のニーズを丁寧に見取り、専門的な知見の下に、特別支援教育の側面からの手だてを講じる等、適切に支援していく。

(4) 関係機関における取組の充実に係る課題と具体的施策

① 都立特別支援学校との連携

現在、本市では、教育委員会教育指導課、教育支援センター等に配置されている専門的知見を有する職員を専門家チームとして、心理面、発達面、個別指導面等で具体的なアドバイスを行うことのできる支援体制の整備をしている。こうした中で、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う機関として都立清瀬特別支援学校との連携拡大・強化を図るための取組を一層推進し、専門家チームによる支援を更に充実させるとともに、学校からの相談に適切に対応していくことが必要である。

また、共生社会の実現を図るためインクルーシブ教育の理念の基、副籍制度の取組を充実させ、特に直接的な交流の充実を図ることが重要である。副籍制度実施に当たっての手続きの円滑化や活動の充実を図るために、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて、事務的な手続きや交流活動の実践に関する協議を進めていく。

【施策】

- 令和3年度より開始した「都立特別支援学校センター的機能を活用した特別支援教育の推進事業」を継続・発展させ、都立清瀬特別支援学校のコーディネーターによる巡回訪問相談を定期的を実施することで、小・中学校の特別支援教室担当教員や特別支援教室巡回指導教員及び在籍学級担任等の指導力の向上を図る。
- 副籍制度実施の事前学習として都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等による出前授業を実施するなど、児童・生徒への理解・促進活動を活性化させ、地域指定校児童・生徒の特別支援教育に対する理解を深め、副籍制度を充実させる。
- 都立清瀬特別支援学校との共催による三市合同研修会や東京都立清瀬特別支援学校中学部と清瀬市立中学校の作品交流を発展・充実させ、市内小・中学校の教職員の資質・能力の向上を図る。

¹⁹ スクールカウンセラーの役割：①児童・生徒に対する相談・助言、②保護者や教職員に対する相談、③校内委員会等への参加
④教職員への研修、⑤児童・生徒への講話、⑥相談者への心理的な見立てと対応、⑦事件・事故等の緊急対応における児童・生徒への心のケア

²⁰ 不登校の状態を改善するには、その背景に発達障害等があり、学習の遅れなどにより不登校の状態になる場合があることから、教育相談室やSSW等の関係機関との連携が重要である。本市では、障害者教育である特別支援教育の考え方の範囲を広げ、より丁寧な対応を行う観点から不登校の児童・生徒の個別のニーズに応じた支援の充実を図る。

② 「清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ」との連携

就学前の様子や児童・生徒の学習上又は生活上の困難さの把握に関して、本市では、清瀬市子どもの発達支援・交流センターや子ども家庭支援センター等の専門家と連携を図る体制が構築されている。

【施策】

- 就学後、間もない時期に養育上の困難に起因する発達障害様の態様を示す児童・生徒への対応などについて、一層連携を深め、課題を多角的に見極め、児童・生徒及び保護者等に、専門的且つ系統的な支援を提供していく。

③ 専門家チームとの連携

本市では、学校のみで対応が困難なケースについて、教育支援センターや子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター、医療機関等に所属する専門家と連携して、学校支援を行う専門家チームを編成し派遣してきた。

今後も、引き続き、支援を必要とする学校や児童・生徒及び保護者等に対して、課題を多角的に見極め、専門的で系統的な指導・支援を提供していくことが必要である。

【施策】

- 専門家によるチーム支援を充実させるため、学校等からの相談窓口を明確にしていく。
- 教育支援センター等の関係機関が、定期的に情報共有を行うための会議体を設定し、チームとして学校支援、ケース対応を行うための情報共有・方針を徹底する。
- 将来の自立に向けた、児童・生徒及び保護者への支援の日々のつながりと各関係機関（清瀬市福祉・子ども部障害福祉課・子育て支援課、放課後等デイサービスなど）の支援の連続性を強化していく。

方針3 特別支援教育についての理解促進に関する取組の推進について

(1) インクルーシブ教育についての理解促進に係る課題と具体的施策

① 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方

本市では、「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」に基づき、これまで取り組んできた特別支援教育の取組を一層強化するとともに、全市的に障害を理由とする差別の禁止の徹底を図っている。

【施策】

- 本市の特別支援教育の取組についてリーフレットを作成し、市ホームページや市報を活用して、広く市民に理解を図り、障害の有無に関わらず、地域で共に生きる仲間としての意識の醸成を図る。
- 保護者や市民等で構成される諸会議、講演会等へ積極的に参加するとともに、特別支援教育に係る講演等を企画・運営することで、保護者・市民等への理解を推進する。
- 学校においては、保護者会や学校便り等の機会を通じて、特別支援教育に関する取組を保護者向けに紹介するとともに、必要に応じて指導主事や巡回指導員等を招聘し、本市における特別支援教育の取組を保護者に紹介する機会を設定する。

② 特別支援教育研究指定校の設置

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づき、各学校における基礎的環境整備及び合理的配慮の提供に関する教員の理解を深め、校内における特別支援教育体制の強化を図る。

【施策】

- 研究指定校を設置（令和4・5年度 清瀬第六小学校）し、研究を推進するとともに研究成果について市内全小・中学校に周知し共有を図る。各校においては、校内における相談・支援体制の強化を図るとともに、教育委員会と連携して、児童・生徒及び保護者の意思を尊重した合理的配慮を行う。

資料

- 1 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会運用要綱
- 2 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿
- 3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

資料１ 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会運用要綱

令和２年８月１４日教育委員会訓令第９号

（目的）

第１条 清瀬市特別支援教育推進計画を評価・点検するとともに、この上に立って次期同計画を検討・策定するために、清瀬市附属機関の設置に関する条例（令和２年条例第２５号）に基づき、清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会（以下「委員会」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条 委員会は、次の各号に掲げる事項について評価・点検並びに検討・策定を行い、その結果を教育長に報告する。

- （１） 清瀬市特別支援教育推進計画の成果と課題及び評価に関すること
- （２） （１）を踏まえた清瀬市特別支援教育の今後の方向性に関すること
- （３） 次期清瀬市特別支援教育推進計画の検討・策定に関すること
- （４） その他、清瀬市特別支援教育推進計画全般に関すること

（組織）

第３条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

- （１） 有識者
- （２） 清瀬市教育部代表
- （３） 清瀬市福祉・子ども部代表
- （４） 清瀬市立学校代表（小学校及び中学校長）
- （５） 東京都立特別支援学校代表
- （６） 保護者代表
- （７） 事務局代表
- （８） その他教育長が必要と認める者

２ 委員会は、作業部会を設置し、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命または委嘱する。

- （１） 清瀬市福祉・子ども部障害福祉課代表
- （２） 清瀬市福祉・子ども部子育て支援課代表
- （３） 市内幼稚園代表
- （４） 市内保育園代表
- （５） 清瀬市立学校代表（小学校及び中学校副校長）
- （６） 東京都立特別支援学校副校長
- （７） 市内発達支援機関代表
- （８） 清瀬市教育支援センター代表（教育相談室担当）
- （９） 事務局代表
- （１０） その他教育長が必要と認めた者

（任期）

第４条 委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- ２ 委員長及び副委員長は、教育長が委員の中から指名する。
- ３ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- ４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会は、委員長が招集する。

- ２ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- ３ 委員長は、作業部会を召集することができる。

（報酬）

第７条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年清瀬市条例第１９号）別表のとおりとする。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、清瀬市教育委員会教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月21日教委訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日教委訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行とする。

資料2 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会委員名簿

1 評価・検討委員会

(役職及び所属名は令和5年2月現在)

	氏名	区分	所属名及び役職
1	中西 郁	有識者	十文字学園女子大学 教授 同大学 特別支援教育研究所 所長(委員長)
2	南澤 志公	清瀬市教育部代表	清瀬市教育部 部長(副委員長)
3	渡辺 研二	清瀬市福祉・子ども部代表	清瀬市福祉・子ども部 部長
4	田村 晶子	清瀬市福祉・子ども部代表	清瀬市福祉・子ども部 子ども子育て担当部長
5	菊地 俊一	清瀬市公立小学校代表	清瀬市立清瀬第六小学校 校長
6	牧口 弘一	清瀬市公立中学校代表	清瀬市立清瀬第二中学校 校長
7	古舘 秀樹	東京都立特別支援学校代表	東京都立清瀬特別支援学校 校長
8	藤田 まみ子	保護者代表	清瀬市立清瀬小学校 保護者
9	大西 美奈子	保護者代表	清瀬市立清瀬中学校 保護者
10	紅林 兼一	清瀬市教育委員会事務局代表	清瀬市教育部 参事

2 作業部会

	氏名	区分	所属名及び役職
1	力村 洋平	清瀬市福祉・子ども部障害福祉課代表	清瀬市福祉・子ども部障害福祉課 課長
2	山本 晋也	清瀬市福祉・子ども部子育て支援課代表	清瀬市福祉・子ども部子育て支援課 課長
3	渋谷 良孝	市内幼稚園代表	学校法人法水学園清瀬富士見幼稚園 園長
4	諏佐 緑	市内保育園代表	清瀬市立第1保育園 園長
5	高橋 浩一	清瀬市公立小学校代表	清瀬市立清瀬第十小学校 副校長
6	西山 智	清瀬市公立中学校代表	清瀬市立清瀬第二中学校 副校長
7	田村 貴代美	東京都立特別支援学校代表	東京都立清瀬特別支援学校 副校長
8	岩澤 寿美子	市内発達支援機関代表	清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ センター長
9	岡田 英晃	清瀬市教育支援センター代表	教育相談室 主任相談員
10	馬場 一平	清瀬市教育委員会事務局代表	清瀬市教育部教育指導課 副参事・統括指導主事

3 事務局

	氏名	区分	所属名及び役職
1	紅林 兼一	清瀬市教育委員会事務局	教育部 参事(教育指導課長事務取扱)
2	馬場 一平	清瀬市教育委員会事務局	教育部教育指導課 副参事・統括指導主事
3	柴崎 大輔	清瀬市教育委員会事務局	教育部教育指導課 指導主事
4	宮野 将史	清瀬市教育委員会事務局	教育部教育指導課 指導主事
5	竹内 知里	清瀬市教育委員会事務局	教育部教育指導課 教育支援係担当

資料3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

第1回 評価・検討委員会及び作業部会（合同会）（令和4年10月28日 開催）

- 委員委嘱
- 概要説明
- 委員長選出
- 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会の位置付け及び日程について
- 【協議】清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）の報告及び点検、評価について
- 今後の日程・作業について協議

第2回 作業部会（令和4年11月25日 開催）

（オンライン・メール等を活用して協議・作業を実施）

- 「清瀬市特別支援教育推進計画（第五次実施計画）」（案）の作成・検討

第2回 評価・検討委員会（令和4年12月12日 開催）

- 作業部会による作成案に対する協議・検討
- 「清瀬市特別支援教育推進計画（第五次実施計画）」の策定

おわりに

これまで本市では、特別支援教育の理念を全ての教育活動の根幹に据え、環境整備や指導内容・方法の工夫・改善を図って参りました。

本市が目指す特別支援教育は、その対象を障害のある子供たちに止めず、全ての子供たちの教育的ニーズに柔軟に対応すべく、子供たちの丁寧な実態把握、その実態把握に基づく指導改善を図るものであります。これまで全ての学校では、第四次実施計画の取組により、特別支援教育の理念に基づく児童・生徒理解を強化し、指導の改善を図って参りました。

しかしながら、子供たちの抱える教育的ニーズは日々刻々変化し、指導者もそのニーズに対応した指導・支援を提供する責務があります。第五次実施計画の策定により、今後も全ての子供たちがかけがえのない存在であることを実感し、充実した学校生活を送ることができるよう、教育委員会として本計画の適切な実施に取り組んで参ります。

清瀬市教育委員会

清瀬市特別支援教育推進計画

(第五次実施計画)

発 行 日 令和5年2月

編集・発行 清瀬市教育委員会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目8-4番地

電話 042（492）5111